



2023年5月23日

各 位

会社名 ポールトゥウィン  
ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋 鉄平  
(コード番号：3657 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理部部長 山内 城治  
(TEL：03-5909-7911)

## 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年6月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,000株
(3) 処分価額	1株につき980円
(4) 処分価額の総額	15,680,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 16,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年3月26日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2019年4月25日開催の第10回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、3年以上で当社の取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年200千株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100,000千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）に対して、金銭報酬債権合計15,680,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として当社の普通株式16,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。また、本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現し、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式の譲渡制限期間は30年と設定いたしました。

対象取締役は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象取締役との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2023年6月23日（払込期日）から2053年6月23日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了、死亡その他当社取締役会が認める正当な理由により退任した場合の取扱い
- ① 譲渡制限の解除時期  
対象取締役が、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位から任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、以下の②に定める数の本割当株式について、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。
- ② 譲渡制限を解除する株式数  
上記①の退任又は退職時点において対象取締役が保有する本割当株式の数に、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月から対象取締役の当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）とする。
- (4) 当社による無償取得  
当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、前記（3）①で定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 株式の管理  
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。
- (6) 組織再編等における取扱い  
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）に、対象取締役が当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、忝意性を排除した価格とするため、2023年5月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である980円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上